

第 11 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 4 月 26 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 50 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出席 欠○席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥	野中實	出席 欠○席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦	赤羽修一	出○席 欠席	⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、藤間委員、中村委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、7件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、下中条〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが、宮本〇番〇号 〇〇〇〇さんが所有する下中条字〇〇〇〇番、地目：田、123㎡ 外1筆、計1,563㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。武蔵水路の西に位置する下中条地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号2でございますが、斎条〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、熊谷市〇〇〇〇〇番地〇〇〇 〇〇〇〇〇ー〇 〇〇〇〇さんが所有する斎条字〇〇〇〇〇番、地目：田、819㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。斜線部分上から2つ目の農地で、旧県道行田市停車場酒巻線の西に位置する斎条地内の農地でございます。なお、こちらの農地はその他の3筆と合わせて、この後の議案第3号で農地改良の申請が出ておりますので、そちらでもご審議いただく予定となっております。</p> <p>次に、進行番号3でございますが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇番〇、地目：畑、101㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する渡柳地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号4でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、下須戸〇〇〇〇番地〇 〇〇</p>
--	---	---

		<p>〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、1169㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。下の斜線部分で県道熊谷羽生線の南に位置する下須戸地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号5でございますが、谷郷〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが、宮本〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、845㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。酒巻導水路の東に位置する白川戸地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に、進行番号6でございますが、持田〇〇〇番地 〇〇〇さんが、母親である〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番、地目：田、318㎡ 外5筆、計3,219㎡について、後継者への贈与として所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。持田地内にある西中学校の周辺に位置するご覧の農地でございます。</p> <p>次に、進行番号7でございますが、南河原〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する南河原字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：田、1,598㎡ 外27筆、計3万7,314㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものです。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。県道北河原熊谷線の南北に位置し、熊谷市境に近接する南河原地内の農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号4の件についてですが、農地の定義とは会長はどう思われますか。私が認識する農地とは作物の種を蒔いて肥料や水を与えて育て、それを収穫して食料として供与するための土地が農地だと思いますが、進行番号4番の譲受人は稲を作りますが何年も収穫していません。田植えは8月頃にしますが12月、1月になっても刈り取りをしません。そのため、カラスが食べにきて増えており、周りの人が迷惑しているのですが、そのような人が農地を増やすのはどうなのかと思います。農地を取得する規則的には問題ないのか</p>
--	--	--

議長

新井委員

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	藤間委員	<p>もしれませんが、農業者としての道義的部分はどうかと思います。農業委員会会長名で是正してくれとか直してくれとかそういった意見を言ってもいいのではないのでしょうか。</p> <p>私は昔から知っている人で、一生懸命やっているのですがハウスでキュウリ栽培を主にしています。米は一応作付けをしていますが、確かに収穫をしていないところがあるかもしれません。しかし、100%収穫していないとはいえません。</p>
	議長 藤間委員	<p>雑草など田んぼの状態はどうですか。</p> <p>草はなく、荒れているということはないです。米も一生懸命やっているのですが、キュウリのほうが忙しく間に合わないという感じです。</p>
	新井委員	<p>周りで迷惑している方がいるということもあり、今回いい機会なのでもう少し皆さん並みにやっていただきたいということを言ってもいいのではないですか。</p>
	議長 新井委員	<p>ご意見はわかりましたので、このような意見があるということを本人のほうに伝えるようにいたします。お願いします。</p>
	議長	<p>他にご意見、ご質問はございますか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p>
	事務局次長	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページ下段をお願いいたします。議案第2号は1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、南河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが、自己所有の南河原字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、328㎡ 外2筆、計485㎡について、農家住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件は追認となっております。</p>
		<p>申請人は、南河原地内で農業を営んでおりますが、相続により書類を整理していたところ、建物が農地に越境していることが判明いたしました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人自体は知らなかったこととはいえ、二度とこのようなことがないように始末書を提出し深く反省し</p>

<p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>國島委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>ており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 8 ページをご覧ください。県道上中条斎条線の北に位置する南河原地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、1, 0 4 6 . 5 3 m²になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 4 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、國島委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 4 月 2 0 日、私と國島委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明及び國島委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 3 ページをお願いいたします。議案第 3 号は、9 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、鴻巣市〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇棟〇〇〇号 〇〇〇〇さん外 1 名が、父親である下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、4 9 9 m²について、使用貸借により住宅 1 棟、5 1 . 7 0 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、実家の隣接地に自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申</p>
---	--	---

請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。国道17号バイパスの南に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号2でございますが、千葉縣市川市〇〇〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 〇〇〇さんが、堤根〇〇〇番地 〇〇〇〇〇さんが所有する堤根字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、16㎡ 外1筆、計380㎡について、売買により住宅1棟、70.80㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、千葉県内の借家で家族と共に生活しておりますが、将来の生活設計を考え、実家の近くに自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。武蔵水路の東に位置する堤根地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号3でございますが、加須市〇〇〇番〇〇号 〇棟〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、桜町〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、129㎡ 外2筆、計317㎡について、売買により住宅1棟、92.12㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、加須市内の借家で生活しておりますが、宮城県に住む両親をこちらに呼び同居すること考え、職場のある行田市内で自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。行田県土整備事務所の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、鴻巣市〇〇〇〇丁目〇番〇-〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、301㎡について、売買により住宅1棟、80.73㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、谷郷〇丁目〇番〇〇号ー〇〇〇号 〇〇〇さん外1名が、白川戸〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、302㎡について、売買により住宅1棟、83.63㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭で不便を感じるようになってきたことから自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。国道125号の北に位置する白川戸地内の集落内農地でございます。

進行番号6と7は関連がございまして、同居している親子が隣接する土地にそれぞれ住宅を建築したいとして申請があったものでございます。

進行番号6が父親で、長野〇丁目〇番地〇〇 〇〇〇〇〇さんが、下須戸〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、403㎡ 外1筆、計498㎡について、売買により住宅兼車庫1棟、207.64㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

進行番号7が息子で〇〇〇〇〇さんが、同じく〇〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、499㎡について、売買により住宅及び車庫 計2棟、138.54㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人家族は、現在、会社で契約している建物で生活しておりますが、今回、息子が結婚することにより独立すると同時に、この機会に現在の建物を事務所に改装し、申請人夫婦も住宅を別の場所へ建築する計画をしたもので、この度本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北側に接する場所で、ピンク色の部分が進行番号6、塗られていない部分が進行番号7となります。どちらも下須戸地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号8でございますが、群馬県伊勢崎市〇〇〇〇〇〇〇番地〇ー〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、久喜市〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、451㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

		<p>申請人は、クリーンエネルギー事業に興味があり、既に群馬県邑楽郡千代田町で太陽光発電施設を設置・稼働しておりますが、新しく事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>事業計画では、太陽光パネルを計144枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。年間発電量は、5万9,592kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。星川の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号9でございますが、北河原〇〇〇〇番地 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、斎条〇〇〇番地 〇〇〇さん外3名がそれぞれ所有する斎条字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、697㎡ 外3筆、計2,949㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、市内で土木・建材業を営んでおりますが、今回、田から畑にすることを目的に農地改良を行うものでございます。</p> <p>申請地ではこれまで稲作をしておりましたが、地形的に低く、雨が降ると米の収穫が出来なくなることから、盛土をして今後は畑として利用することにしたもので、改良後は小麦を作付けする計画でございます。また、工事期間は3か月を予定しており、隣接地権者の同意書が添付されております。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。旧県道行田市停車場酒巻線の西に位置する斎条地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る4月20日、現地調査をしていただいておりますので、島田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る4月20日、私と國島委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び島田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を</p>
	島田委員	
	議長	
	議長	

報告事項	議長	<p>願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書4ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、駐車場敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。6件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくをお願いいたします。以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
7 閉会	事務局長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について ・令和4年度農林関係税制改正に関する要望の提出について ・「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について ・令和3年「緑の募金」運動の協力依頼について <p>以上をもちまして、第11回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:50)</p>

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....